○公正取引委員会規則第四号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行に伴い、及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の二第三項（同法第七条の九第三項及び第四項、第八条の三並びに第二十条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月二日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第二章　［略］	第二章　［同上］
第一節の三　課徴金の計算における推計の方法（第二十三条の六）	［目次を加える。］
第一条　公正取引委員会（以下「委員会」という。）が行う審査手続については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十五条の四及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百八条において準用する場合を含む。以下「法」という。）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十四号。以下「審査官の指定に関する政令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。ただし、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出の手続、確約手続（法第四十八条の二から第四十八条の九までの手続をいう。）並びに委員会が行う意見聴取の手続については、別に定めるところによる。	**第一条**　公正取引委員会（以下「委員会」という。）が行う審査手続については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十五条の四及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百八条において準用する場合を含む。以下「法」という。）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十四号。以下「審査官の指定に関する政令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。ただし、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出の手続、確約手続（法第四十八条の二から第四十八条の九までの手続をいう。）並びに委員会が行う意見聴取の手続については、別に定めるところによる。
2　［略］	2　［同上］
第一節の三　課徴金の計算における推計の方法	［節を加える。］
（課徴金の計算における推計の方法）	
第二十三条の六　法第七条の二第三項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する公正取引委員会規則で定める合理的な方法は、実行期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における法第七条の二第一項各号（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる額を当該期間の日数で除して得た額に、実行期間のうち当該事実を把握することができない期間の日数を乗ずる方法とする。	［条を加える。］
2　法第七条の九第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項に規定する公正取引委員会規則で定める合理的な方法は、実行期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における法第七条の九第一項各号に掲げる額を当該期間の日数で除して得た額に、実行期間のうち当該事実を把握することができない期間の日数を乗ずる方法とする。	
3　法第七条の九第四項において読み替えて準用する法第七条の二第三項に規定する公正取引委員会規則で定める合理的な方法は、違反行為期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における法第七条の九第二項に規定する額を当該期間の日数で除して得た額に、違反行為期間のうち当該事実を把握することができない期間の日数を乗ずる方法とする。	